

岐阜県立病院・岐阜県立看護大学の地方独立行政法人化に関する懇談会設置要領

(設置)

第1条 県立病院及び県立看護大学の地方独立行政法人化に関し、広く民意を反映させるため、「岐阜県立病院・岐阜県立看護大学の地方独立行政法人化に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、県立病院及び県立看護大学の地方独立行政法人化に関する事項について、意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医療、看護、経営等に関し、卓越した見識を持つ者のうちから、知事が選任する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じ、座長が招集する。

2 座長は、必要があるときは、委員以外の関係者に懇談会への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要領は、平成20年1月16日から適用する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、健康福祉部長が招集する。